

令和4年10月31日開催

令和4年度
燕市農業委員会第7回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第7回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年10月31日(月曜日)
午後1時30分～午後2時5分

2. 開催場所 燕市役所4階 委員会室

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第19号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請について

- | | |
|--------|--|
| 議案第38号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第39号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第40号 | 農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 議案第41号 | 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について |

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

6番 澤口 隆行 7番 笠原 久幸

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第7回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号6番 澤口 隆行 委員及び</p> <p>議席番号7番 笠原 久幸 委員をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第18号から第19号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号42番 杣木字中道下、他の田、計2筆、492.3㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号43番 吉田東町の田、1筆、329㎡、転用に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号44番 吉田弥生町の田、計5筆、4,573㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号45番 砂子塚字屋敷廻の田、1筆、182㎡、転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号46番 粟生津字山王の田、1筆、4,585㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号47番 粟生津字山王の田、計4筆、7,686㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号48番 小中川の田、1筆、6,967㎡、転用に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>次に、会長報告第 19 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 5 番 吉田法花堂字上村の畑、1 筆、80 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。平成 31 年 3 月 14 日、農地法第 5 条、露天駐車場。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 35 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 35 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」であります。</p> <p>受付番号 2 番 柚木字善九郎の田畑他、計 15 筆、面積 8,259 m²についてであります。位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。これは全て、申請者自らが耕作をおこなっているものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 10 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>10 月 21 日、午後 1 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 3 事前審査委員会、委員 13 名による審査の結果「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「証明」をする事で、ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「証明」をする事に決しました。
議 長	それでは、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 14 番 小中川の田、1 筆、354 m²、契約内容は贈与。位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 15 番 館野字西他の田畑、計 32 筆、38,782.21 m²、契約内容は使用貸借であります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果「農地法第 3 条の規定による許可申請」2 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 37 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 37 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 19 番 大曲字砂押の畑、1 筆、231 m²、当初計画者は住宅を</p>

	<p>建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が店舗及び駐車場（4台）を建設するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料2～3頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 20 番 分水向山一丁目の田、1筆、495 m²、当初計画者は住宅、工場を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が宅地分譲（2区画）を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料4～5頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 21 番 杉名字杉名の田畑、計2筆、852 m²、当初計画者は倉庫を建設する計画でしたが、業績が伸びず、やむなく計画を断念し、承継者が工場及び駐車場（10台）を建設するものです。位置図は、議案資料6～7頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」であり</p>

事務局	<p>ます。</p> <p>受付番号7番 吉田東町の田、1筆、329㎡、転用目的は、貸駐車場(4台)。位置図・土地利用計画図は、議案資料8～9頁をご覧ください。</p> <p>現在休耕田となっている農地を貸駐車場として活用するため、転用許可申請をするものであります。申請地は、第二種中高層住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号63番 佐渡字寄合割の田、計4筆、1,552㎡、転用目的は宅地分譲(3区画)及び商業地分譲(1区画)、契約内容は売買、令和5年4月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料10～11頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大をはかるため、当該土地を購入し、宅地</p>

	<p>分譲（3区画）、商業用分譲（1区画）を整備するものであります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 64 番 吉田神明町の畑、1筆、166 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和5年3月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料12～13頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいる住宅が手狭となったため、当該土地を購入し住宅を建設するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 65 番 南六丁目の畑、計2筆、749 m²、転用目的は貸駐車場（34台）、契約内容は売買、令和5年6月30日完工予定。受付番号66番と譲受人は違いますが、一体利用の内容となるため、併せての説明となります。位置図・土地利用計画図は、議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>貸駐車場を敷設し一部は隣接する診療所へ貸し出しするものであります。また、駐車場内にコロナ対応の仮設診察室を設置するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 66 番 南六丁目の田畑、計4筆、815 m²、転用目的は貸駐車場（34台）、契約内容は売買、令和5年6月30日完工予定。受付番号65番と一体利用するものです。</p>
事務局	<p>受付番号 67 番 八王寺字大割の畑、1筆、322 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和5年3月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいる住宅が手狭となったため、親族から当該土地を借用し住宅を建設するものであります。申請地は、農振白地の農地で、500m以内に大曲八王寺保</p>

事務局	<p>育園や歯科医があり、幅員 4.0m以上の前面道路と水道・ガス管が整備されていることから、市街化が見込める地域と認められ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 68 番 大曲字砂押の畑、計 2 筆、311 m²、転用目的は店舗及び駐車場 (4 台)、契約内容は売買、令和 5 年 6 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 2~3 頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号 19 番で説明した案件であります。</p> <p>事業拡大をはかるため、当該地を購入し店舗及び駐車場 (4 台) を建設するものであります。申請地は、農振白地の農地で、500m以内に燕市交通公園や歯科医があり、幅員 4.0m以上の前面道路と水道・ガス管が整備されていることから、市街化が見込める地域と認められ、第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 69 番 分水向山一丁目の田、1 筆、495 m²、転用目的は宅地分譲 (2 区画)、契約内容は売買、令和 4 年 11 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4~5 頁をご覧ください。先ほど計画変更の受付番号 20 番で説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大をはかるため、当該地を購入し宅地分譲 (2 区画) を整備するものであります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p>
事務局	<p>受付番号 70 番 杉名字杉名の田畑、計 2 筆、852 m²、転用目的は工場及び駐車場 (10 台)、契約内容は売買、令和 5 年 9 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 6~7 頁をご覧ください。先ほど計画変更の受付番号 21 番で説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大をはかるため、工場及び駐車場 (10 台) を整備するものであります。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p>

事務局	<p>受付番号 71 番 小高字新田の田、計 3 筆、209 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 5 年 2 月 24 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 18～19 頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいる住宅が手狭となったため、当該地を購入し住宅を建設するものであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 72 番 砂子塚字屋敷廻の田、1 筆、182 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 5 年 3 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 20～21 頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいる住宅が手狭となったため、親族から当該地を借用して住宅を建設するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 73 番 小高字内畑の畑、1 筆、145 m²、駐車場 (4 台)、契約内容は売買、令和 5 年 1 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 22～23 頁をご覧ください。</p> <p>現在自家用駐車場が不足しており、自宅前の当該地を購入し駐車場を整備するものであります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農地法第 5 条の規定による許可申請 11 件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 40 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 40 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号 11 番 佐渡字下川原の畑、計 3 筆、1,403 m²、移転時期は令和 4 年 11 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 4 年 11 月 30 日。位置図は議案資料 24 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。</p> <p>受付番号 4 番 吉田弥生町の田、計 5 筆、4,573 m²、10 年の再設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>受付番号 5 番 吉田浜首町の田、計 4 筆、2,589 m²、6 年の再設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>受付番号 6 番 吉田浜首町の田、計 2 筆、454 m²、6 年の再設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 1 件、利用権の再設定 3 件異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の</p>

議 長	<p>とおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 41 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 41 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>それでは、10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>受付番号 70 番 小古津新字本村通の田、計 3 筆、13,613 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 14 年 11 月 30 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、配分計画であります。10 年の配分計画であります。</p> <p>こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 35 番 小古津新字本村通の田、計 3 筆、13,613 m²、設定期間は令和 14 年 11 月 30 日までの 10 年であります。以下、お読みとりください。</p>
事務局	<p>次に、配分計画の移転であります。</p> <p>受付番号 7 番 松橋字東、他の田、計 25 筆、23,477 m²、残期間は令和 13 年 11 月 30 日までの 9 年であります。</p> <p>受付番号 8 番 米納津の田、1 筆、6,556 m²、残期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 7 年であります。</p> <p>受付番号 9 番 松橋字南の田、計 31 筆、27,975.71 m²、残期間は令和 10 年 12 月 31 日までの 6 年であります。</p>
事務局	<p>なお、集積計画、配分計画共に委員の関係する案件はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い</p>

小川委員長	<p>致します。</p> <p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画 3 件、配分計画 3 件、配分の移転 3 件異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は、原案どおり「決定」とする事、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、「意見は特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 40 号、議案 41 号の案件につきましては、<u>11 月 7 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 7 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 5 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月31日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 澤口隆行

議事録署名委員 笠原久幸
